

(註、要求は五分、現在は七分なり)  
 三、運賃の協議に當りては問屋五親會(並に若松軌)は一應  
 州船組合の當事者とF打合(當分の間、毎月二十三日  
 とす)をなしたる上運賃の協定に臨むこと、  
 (註、要求は協定當日立會はしむること、)  
 四、組合加入船より順當り一錢を組合費として徴收取次を  
 なすこと、  
 以上

財團  
協調會  
福岡出張所

臨時運賃表(昭和八、一、五、臨時大會決議)	
仕向地	運賃
和歌山	二圓五〇
堺	二、一〇
神戸	二、〇〇
鹿乃	一、八〇
尼ヶ崎	二、一〇
網干	一、八〇
阪越	一、七五
相生	一、七五
二見	一、九〇
那波	一、七五
木揚	一、八〇
仕向地	運賃
大阪	二圓〇〇
岸和田	二、五〇
洲本	二、〇〇
飾康	一、八〇
高砂	一、八五
西宮	二、〇〇
明石	二、〇〇
赤穂	一、七五
會根	一、八五
別府	一、五五
岡山	一、八五

財團  
協調會  
福岡出張所